

青森県報

第三千八百七十七号

平成二十六年
八月四日
(月曜日)

目次

告 示

- 特定行為業務の登録.....(高年齢福祉課).....一
- 家畜伝染病の発生.....(畜産課).....一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....(水産振興課).....二
- 漁船保険付保義務の発生.....(下北地域).....二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....(同).....二
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....(県民生活課).....三
- 建設業者の許可の取消し.....(東青地).....三
- 労働委員会
- あつせん員候補者の氏名等.....(事務局).....三

告 示

青森県告示第六百一十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三二〇二	平成二六・五・一	社会福祉法人長慶社	弘前市大字弘前三丁目五番三	ショートステイ長慶の里	弘前市大字弘前三丁目五番三	平成二六・五・一	短期生活介護所
〇三二〇一	"	社会福祉法人長慶社	弘前市大字弘前三丁目五番三	ショートステイ長慶の里	弘前市大字弘前三丁目五番三	"	短期生活介護所
〇三二〇〇	"	合同会社千雄	青森市旭二丁目二番一	訪問介護事業所千雄	青森市原八丁目二五番八	二六・七・一	訪問介護
〇三二〇〇	"	合同会社千雄	青森市旭二丁目二番一	訪問介護事業所千雄	青森市原八丁目二五番八	"	訪問介護
〇三二〇〇	二六・五・一	有限会社ベイス	八戸市石川二丁目二番一	ヘルパーセンターしもな	八戸市下三丁目五番五	二六・五・一	訪問介護
〇三二〇〇	"	有限会社ベイス	八戸市石川二丁目二番一	ヘルパーセンターしもな	八戸市下三丁目五番五	"	訪問介護

青森県告示第六百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 二六・七・二六

青森県告示第六百三十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名	届 出 事 項	期 間	場 所
平内	東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一の 後藤 東津軽郡平内町大字清水川字大川添四二 船橋 晶之 東津軽郡平内町大字東滝字滝五八の一 細川 拓治	平成二十六年八月四日 から同月十八日まで	平内町漁業 協同組合

青森県告示第六百四十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名
むつ市大字関根字前浜四三の三七 むつ市大字関根字前浜三〇 むつ市大字関根字前浜二七	関根浜
山本 光康	
村 中 光嘉	
川 谷 英 巳	

青森県告示第六百五十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名	届 出 事 項	期 間	場 所
下風呂	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
	下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場ノ上 一五の五七 橋 和 幸 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下一 の二 坪 勝 信 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二 の三 吉 田 清	平成二十六年八月四日 から同月十八日まで	下風呂漁業 協同組合

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スイートマリアージュ

三 代表者の氏名

三浦 久美子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字沢里字ニツ屋三の三ニグリーンハウスK-01

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす結婚を望んでいる独身の人々に対して、結婚活動を支援する事業を行い、現代の社会問題である少子化の対策に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 相内建設株式会社

二 代表者の氏名 相内 喜久男

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字村元字一村元八の四

四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第一 一九号

五 取消年月日 平成二十六年六月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十六年八月四日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
大澤 一貫	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
赤城 国臣	青森県労働委員会委員（公益委員） 元弘前大学人文学部教授
今 喜典	青森県労働委員会委員（公益委員） 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター理事長 元青森公立大学経営経済学部教授
前田 みき	青森県労働委員会委員（公益委員）
山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 全日通労働組合青森支部執行委員長
鈴木バティ	青森県労働委員会委員（労働者委員） UAセンセイオングループ労働組合連合会オールサンデーユニオン中央執行副委員長

鈴木 孝志	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事
對馬 甲	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事
白坂 和久	青森県労働委員会事務局次長
八島 英彦	青森県労働委員会事務局次長
小笠原 裕	青森県労働委員会委員(使用者委員) 一般社団法人青森県経営者協会専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員(使用者委員) 弘前航空電子株式会社取締役
藤本 和夫	青森県労働委員会委員(使用者委員) 協同組合青森総合卸セノ夕一専務理事
寺下 一之	青森県労働委員会委員(使用者委員) 寺下建設株式会社代表取締役社長
北村真夕美	青森県労働委員会委員(使用者委員) 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
内村 隆志	青森県労働委員会委員(労働者委員) 日本労働組合総連合会青森県連合会会長
谷川 浩二	青森県労働委員会委員(労働者委員) 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
小野 武司	青森県労働委員会委員(労働者委員) 三八五労働組合中央執行委員長

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭